

法 学 号 外
平成 29 年 4 月 6 日

各 私 立 中 学 校 長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

全国中学生人権作文コンテスト入賞作文の活用等について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 半田

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

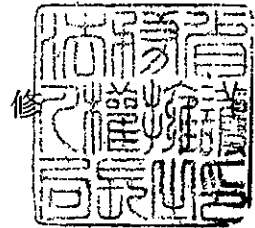
メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

法務省権啓第33号

平成29年3月29日

各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の主管課長 殿

法務省人権擁護局長 萩 本



全国中学生人権作文コンテスト入賞作文の活用等について（依頼）

当省の人権擁護行政の推進につきましては、平素から格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当省では、次代を担う中学生に、人権をテーマとする作文を書くことによって、人権尊重の重要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうこと等を目的に、毎年、「全国中学生人権作文コンテスト」を実施しております。この取組は、昭和56年度から学校関係者を始め関係各方面からの御協力をいただき実施しているもので、文部科学省の後援を得て実施した本年度のコンテストには、97万2,553編にも及ぶ多数の作品が寄せられました。

応募作品は、人権啓発資料としても非常に有用であるため、従来から入賞作文集の配布、インターネット上への掲載のほか、同作品を題材とした人権啓発ビデオを作成するなどしております（別紙1参照）。

そして、平成29年度においては、第37回を迎えるコンテストを別紙2のとおり実施いたします。

つきましては、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては所管の学校及び区域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事におかれましては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長におかれましては設置する学校に対し

岩手県

294.-5

法学第 号

義務教育諸学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の主管課長におかれましては所管の学校に対して、標記作文コンテストの入賞作文の活用について御周知いただくとともに、第37回全国中学生人権作文コンテスト実施への中学校等の協力について特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

全国中学生人権作文コンテスト入賞作品を活用した人権啓発資料

1 入賞作文集

主な入賞作品について、「全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集」として冊子に編集して配布するとともに、法務省ホームページへ掲載しています。

URL : <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html>



2 入賞作文（英語版）

第34回大会以降の優秀作品各3作品について、英語に翻訳の上、法務省ホームページへ掲載しています。

URL : http://www.moj.go.jp/ENGLISH/m_hisho06_00018.html



3 近年の入賞作品を題材とした人権啓発ビデオ

① 私たちの声 3人の物語

～「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品をもとに～

入賞作品3作品を原案として、作者の中学生が人権について考えを深めていく過程をドラマ化した人権啓発ビデオです。

② 未来を拓く5つの扉

～全国中学生人権作文コンテスト入賞作品朗読集～

入賞作品5作品を、著名なタレントによる朗読に、アニメーションやイラストを組み合わせ映像化したものです。

朗読者は俳優の濱田龍臣さん・AKB48の大和田南那さんで、いずれも中学生です。また、朗読のほか、本コンテスト中央大会審査委員長で作家の落合恵子先生からのメッセージも収録されています。

③ わたしたちが伝えたい、大切なこと

～アニメで見る全国中学生人権作文コンテスト入賞作品～

入賞作品3作品を題材として、作者の中学生が人権について考えを深めていく過程をアニメ映像化したものです。

● 人権教室について

法務局又は地方法務局及びその支局では、人権啓発ビデオ等を使用した人権教室(※)の依頼を随時受け付けています。

詳しくはお近くの法務局又は地方法務局(裏面参照)にお問い合わせ下さい。

※人権教室 人権擁護委員が中心となって、総合的な学習の時間等を利用して、いじめ等について考える機会をすることによって、思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的として実施している啓発活動 (URL:http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00100.html)

● 人権啓発ビデオの貸出しについて

法務局又は地方法務局及びその支局や、(公財)人権教育啓発推進センターの人権ライブラリーでは、人権啓発ビデオの貸出しを行っています。

また、人権啓発ビデオはYouTube 法務省チャンネルでもご覧いただけます。

- ・人権ライブラリー <http://www.jinken-library.jp/>
- ・人権啓発ビデオギャラリー <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>
- ・YouTube 法務省チャンネル <https://www.youtube.com/user/MOJchannel>

法務局・地方法務局所在地一覧(平成29年3月現在)

名称	所在地		電話
東京法務局人権擁護部	102-8225	千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	03-5213-1234
横浜地方法務局人権擁護課	231-8411	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-641-7926
さいたま地方法務局人権擁護課	338-8513	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	048-859-3507
千葉地方法務局人権擁護課	260-8518	千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	043-302-1319
水戸地方法務局人権擁護課	310-0011	水戸市三の丸1-1-42 駿優教育会館	029-227-9919
宇都宮地方法務局人権擁護課	320-8515	宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮地方法務合同庁舎	028-623-0925
前橋地方法務局人権擁護課	371-8535	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	027-221-4426
静岡地方法務局人権擁護課	420-8650	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054-254-3555
甲府地方法務局人権擁護課	400-8520	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	055-252-7239
長野地方法務局人権擁護課	380-0846	長野市大字長野旭町1108 長野第2合同庁舎	026-235-6634
新潟地方法務局人権擁護課	951-8504	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	025-222-1563
大阪法務局人権擁護部	540-8544	大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	06-6942-9492
京都地方法務局人権擁護課	602-8577	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	075-231-0131
神戸地方法務局人権擁護課	650-0042	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	078-392-1821
奈良地方法務局人権擁護課	630-8305	奈良市東紀寺町3-4-1 奈良第2法務総合庁舎	0742-23-5457
大津地方法務局人権擁護課	520-8516	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077-522-4673
和歌山地方法務局人権擁護課	640-8552	和歌山市二番丁2 和歌山地方合同庁舎	073-422-5131
名古屋法務局人権擁護部	460-8513	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-952-8111
津地方法務局人権擁護課	514-8503	津市丸之内26-8 津合同庁舎	059-228-4193
岐阜地方法務局人権擁護課	500-8729	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058-245-3181
福井地方法務局人権擁護課	910-8504	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-4210
金沢地方法務局人権擁護課	921-8505	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076-292-7804
富山地方法務局人権擁護課	930-0856	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	076-441-6376
広島法務局人権擁護部	730-8536	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館	082-228-5790
山口地方法務局人権擁護課	753-8577	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-922-2295
岡山地方法務局人権擁護課	700-8616	岡山市北区南方1-3-58	086-224-5761
鳥取地方法務局人権擁護課	680-0011	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎	0857-22-2289
松江地方法務局人権擁護課	690-0886	松江市母衣町50 松江法務合同庁舎	0852-32-4260
福岡法務局人権擁護部	810-8513	福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎	092-739-4151
佐賀地方法務局人権擁護課	840-0041	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	0952-26-2148
長崎地方法務局人権擁護課	850-8507	長崎市万才町8-16 長崎法務合同庁舎	095-826-8127
大分地方法務局人権擁護課	870-8513	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎	097-532-3368
熊本地方法務局人権擁護課	862-0971	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	096-364-2145
鹿児島地方法務局人権擁護課	890-8518	鹿児島市鴨池新町1-2	099-259-0684
宮崎地方法務局人権擁護課	880-8513	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎	0985-22-5124
那覇地方法務局人権擁護課	900-8544	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	098-854-1215
仙台法務局人権擁護部	980-8601	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎	022-225-5739
福島地方法務局人権擁護課	960-0103	福島市本内字南長割1-3	024-534-1994
山形地方法務局人権擁護課	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023-625-1321
盛岡地方法務局人権擁護課	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-624-9859
秋田地方法務局人権擁護課	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-1443
青森地方法務局人権擁護課	030-8511	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎	017-776-9024
札幌法務局人権擁護部	060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
函館地方法務局人権擁護課	040-8533	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-23-9528
旭川地方法務局人権擁護課	078-8502	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎	0166-38-1114
釧路地方法務局人権擁護課	085-8522	釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎	0154-31-5014
高松法務局人権擁護部	761-8077	高松市出作町585-4	087-815-5311
徳島地方法務局人権擁護課	770-8512	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-622-4171
高知地方法務局人権擁護課	780-8509	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-3331
松山地方法務局人権擁護課	790-8505	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎	089-932-0888

第37回全国中学生人権作文コンテストの実施について

法務省では、昭和56年度から、次世代を担う中学生が人権問題についての作文を書くことにより、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけることを目的として「全国中学生人権作文コンテスト」を実施しています。

37回目を迎える平成29年度は、以下のとおり実施しますので、お知らせします。
※「5 実施方法」のとおりに地方大会を実施しますので、応募方法等の詳細については、法務局又は地方法務局へお問い合わせください。

1 主 催

法務省，全国人権擁護委員連合会

2 後 援 (予定)

文部科学省，一般社団法人日本新聞協会，日本放送協会，公益財団法人日本サッカー協会

3 協 賛 (予定)

公益財団法人人権教育啓発推進センター，公益財団法人人権擁護協力会，公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

4 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

5 実施方法

法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会は、法務局・地方法務局ごとに地方大会を実施し、その代表作品を中央大会に推薦する。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、地方大会から推薦された代表作品について、7の中央大会審査会において審査を行い、表彰する。

特に優秀な作品数点については、表彰式を実施する。

6 応募規定**(1) 対象**

中学校に在学する生徒（外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒を含む。）及び特別支援学校の中学部に在学する生徒

なお、国外にある日本国内の中学校と同等の教育を行う日本人学校等に在学する生徒から応募があった場合の取扱いについては、審査員と法務省人権擁護局人権啓発課との間で協議する。

(2) 作文の内容

日常の家庭生活，学校生活，グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて，基本的人権の重要性，必要性について考えたことなどを題

材としたものとする。

(3) 応募原稿の枚数

学校名、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

7 中央大会審査会

地方大会から推薦された代表作品について、中央大会としての審査を次のとおり行い、表彰する。

(1) 審査員 (予定)

作家 (審査員長)	落合恵子氏
映画監督	山田洋次氏
文部科学省初等中等教育局視学官	
一般社団法人日本新聞協会事務局長	
日本放送協会解説委員	
全国人権擁護委員連合会会長	内田博文
法務省人権擁護局長	萩本修

(2) 入賞発表の日 (予定)

平成29年11月24日 (金)

(3) 表彰 (予定)

- 内閣総理大臣賞 (1編)
- 法務大臣賞 (1編)
- 文部科学大臣賞 (1編)
- 法務副大臣賞 (1編)
- 法務大臣政務官賞 (1編)
- 全国人権擁護委員連合会会長賞 (1編)
- 一般社団法人日本新聞協会会長賞 (1編)
- 日本放送協会会長賞 (1編)
- 法務事務次官賞 (3編)
- 法務省人権擁護局長賞 (25編)
- 奨励賞 (若干編)

(4) 表彰日

平成29年12月4日 (月)

8 その他

- (1) 応募作品は、返却しない。
- (2) 応募作品は、未発表のものに限る。
- (3) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとする。
- (4) 中央大会への推薦作品については、応募者の学校名及び氏名、応募作品の題名を公表するとともに、法務事務次官賞以上の受賞作品については法務省ホームページ、作文集等において作品の内容を公表する。また、その他の推薦作品の内容についても、公表することがある。

なお、作品の公表に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。